

## 葬送習俗の民俗変化 2

広島県山県郡北広島町域(旧千代田町域)の事例より：  
2008年葬祭ホール開業とその前後

Changes in Funeral Customs II : A Case Study of Kita Hiroshima Town  
(Former Chiyoda Town), Yamagata District, Hiroshima Prefecture :  
The Opening of a Funeral Hall in 2008 and Accompanying Changes

### 新谷尚紀

SHINTANI Takanori

#### ① 公営火葬場と葬祭ホールの開設

#### ② 浄土真宗地域の講中と葬儀

#### ③ 論点

#### 【論文要旨】

本稿は1950年代半ばから70年代半ばの高度経済成長を大きな画期として生じてきている民俗伝承の大きな変化に注目しながら、それをふまえてさらに2010年代前半の現在、葬送の民俗がどのように変化を進めているのか現地の具体的な情報に密着しながらその追跡を試みたものである。近世の寺檀制度のもとで浄土真宗門徒の講中という強固な地縁的な組織が卓越してきていた地域の典型的な葬送習俗の事例として広島県山県郡旧千代田町域の事例に注目してみた。そして、平成20年(2008)の北広島町営の新しい火葬場「慈光苑」の建設とJA経営の葬祭ホール「虹のホール」の開業とが決定的に大きな画期を与えたことが確認できた。その変化とは従来の講中の世話になる葬儀からJA「虹のホール」を利用する葬儀へ、伝統的であった相互扶助の関係における無償の地縁的な世話協力という関係から新たな有償の金銭によるいわば無縁的な葬儀業者からのサービス提供の購入へ、という大きな変化である。近世以来同じく講中組織の強固であった村落であっても一定程度に近隣地域にまでその調査範囲を広げて比較観察してみると、その範囲内の事例ごとに講中の組織の緩みや葬儀の簡略化の実際には、地域的なそして時間的な差異がある。古い歴史と由緒を感覚的に共有しあっている村落では伝承を守ろうとする引力が強いものに対して、新たな移住戸が多いなど歴史的な蓄積の意識の浅い村落ではそれが弱いという傾向性が見出される。

本稿2は別稿1とともに今回の共同研究の成果として提出するものであるが、日本歴史の中で葬送の作業を担う中心的な存在として位置づけられてきた人間は時代ごとに変化しており、古代中世の社会では血縁の関係者が主で、近世以降の社会では講中など地縁的な関係者が主で近現代の日本社会でもそれは継承されていた。しかし、1950年代半ばから70年代半ばの高度経済成長を経ることによって、「死と葬儀の商品化」という現象が起こり、死は医療関係者の対象へ、葬儀は葬儀業者の有料サービスの対象へととなってきた。2000年代初頭の現在はJAなどの葬祭業進出によっていっせいに日本各地でホール葬と呼ばれる葬儀場での葬儀が一般化してきている。長い日本歴史の流れの中で葬儀分担者の「血縁・地縁・無縁」という三波展開が指摘できるのである。ただし、生の密着関係が同時に死の密着関係でありいずれの時代にあっても葬儀の基本的な担い手が血縁者であるという意識は通底し通貫しており、近年の「家族葬」はその現代的な表出と位置づけることができる。

【キーワード】 浄土真宗門徒、講中、講中規約、公営火葬場、葬祭ホール、ホール葬

## ①……………公営火葬場と葬祭ホールの開設

2000年代に入ってから葬儀の変化は列島規模で大きい。その実際についての具体的な事例を観察しての調査研究の必要性が痛感されているのが現在の民俗学にとっての実情である。「蝸牛考」や「聾入考」で民俗学の比較研究法の作業例を示していった柳田國男も眼前の世相変化に対して『明治大正世相篇』を著して、民俗伝承の変化を同時代的に追跡してその意味を見出そうとしている。そのような葬儀をめぐる眼前の変化について、本稿では中国地方の中山間地農村の事例に注目して若干の分析を試みることにしたい。

### (1) 町村合併

本研究報告の別稿「葬送習俗の民俗変化1」で、近世における安芸門徒と講中や化境<sup>けきょう</sup>の形成を追跡しているが、その講中の結束の固い歴史を伝えてきている一例として、本稿では広島県山県郡北広島町（旧千代田町域）の事例に注目して、現在の変化の状況について追跡してみる。その旧千代田町は2005年2月1日に周囲の市町村との合併によって北広島町となった。明治以来の町村合併の動向はおおよそ以下のとおりである。まず5ヵ村の成立である。明治期の町村制施行により明治22年（1889）4月1日にのちに旧千代田町へと合併される次の5ヵ村が成立した。第1が壬生村でそれは藩政時代の壬生村・惣森村・川東村・川西村・川井村・丁保余原村の6ヵ村が合併したもので、のち明治37年（1904）5月1日に町制が施行されて壬生町となった。第2が本地村でそれは藩政時代の本地村がそのまま明治の本地村となった。第3が八重村でそれは藩政時代の石井谷村・有田村・後有田村・今田村・古保利村・春木村・有間村・寺原村の8ヵ村が合併したものであり、第4が川迫村でそれは藩政時代の蔵迫村・舞網村・中山村・川戸村の4ヵ村が合併したもので、第5が南方村でそれは藩政時代の南方村と木次村が合併したものであった。次が千代田町の誕生である。その後、昭和の市町村合併促進法（昭和27年8月地方自治法改正）により昭和29年（1954）11月3日にこの5ヵ村が合併して千代田町が誕生した。そして北広島町の誕生である。平成の市町村合併特例法改正（平成7年〈1995〉4月1日施行—平成17年〈2005〉3月31日失効）により、平成17年（2005）2月1日に大朝町・芸北町・豊平町・千代田町の4ヵ町が合併して新たに北広島町が誕生した。

### (2) 公営火葬場の設置

千代田町営「慈光苑」1970年（昭和45年）設立 旧千代田町域では、別稿「葬送習俗の民俗変化1」でも指摘したように、古くから地域ごとに山寄せの場所にヤキバ（火葬場）があり、隣組や講中の相互扶助で藁と薪を使ってそこで火葬を行っていた。

しかし、昭和45年（1970）に千代田町営の新たな火葬場が建設された。3月に着工され8月に完成した。場所は春木部落の恩ヶ迫であった。総工費は822万円（国民年金特別融資250万円、町費572万円）、敷地面積は2,900m<sup>2</sup>（879坪）、建築総面積は126.6m<sup>2</sup>（37.3坪）であった。当時の使用料は大人（12歳以上）1体につき2,000円、小人（12歳未満）1,500円、死産児1,000円で、霊柩車の利用は1,900

円であった。これにより、旧来の火葬場は使用されなくなり、いっせいにこの新たな町営火葬場の利用へと移行した。当番の人たちが一晩かけて焼く方式から、午後の明るいうちに重油のバーナーで職員の手によって約2時間程度で火葬される簡便な方式となった。

ただし、当時は旧来の火葬との相異に注意を促してトラブルを避けるため、次のような知らせがなされていた。

1. 棺の中には金属類および陶器類  
その他焼却し難い物品は入れない  
てください。遺体を固定させる  
ためのワラもなるべく使用し  
ないてください。
2. 棺は希望により役場で分譲しま  
すが価格は2,000円です。作製  
される場合は次の規格でお願い  
します。棺の長さ170cm以内、  
高さ37cm以内、巾47cm以内。
3. 火葬は約2時間で終了します。
4. 火葬は午後5時までには終了す  
るようご協力をお願いします。
5. 拾骨の容器は各自持参してくだ  
さい。ボール箱や木箱は他町村  
の例からよくないようです。骨  
ツボも準備しております。必要  
に応じて分譲します。
6. 拾骨終了後は必ず清掃してくだ  
さい。

同じ火葬とはいっても旧来の地域ごとの火葬とはまったく異なる方式で、初めのうちは慣れないものでややとまどいもあったことがわかる。しかし、この新たな火葬場の利用は



写真1 むかしの部落ごとのヤキバ(火葬場)の跡地。  
蔵迫の下打道と龍山の2つの部落が利用していた。  
平成4年(1992)8月に石柱が建てられた。



写真2 1970年(昭和45年)設立の  
千代田町営火葬場「慈光苑」

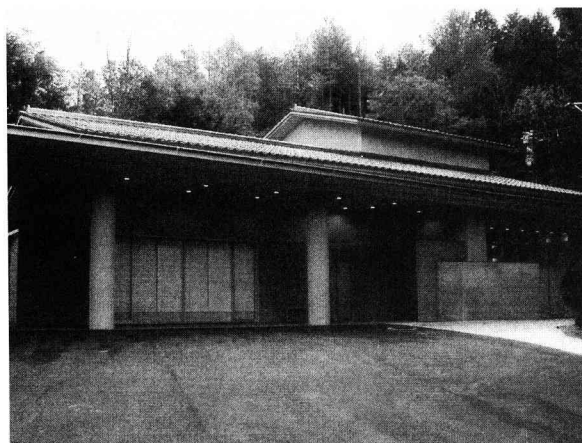


写真3 2008年(平成20年)設立の  
北広島町営の新しい火葬場「慈光苑」

人びとの負担を大きく軽減した簡便なものでありまもなく定着していった。

**北広島町営「慈光苑」2008年（平成20年）設立** 2005年（平成17年）2月の町村合併による北広島町の成立の後、老朽化が進んでいた千代田町立の旧慈光苑にかえて新たに北広島町営の新「慈光苑」が、2008年（平成20年）11月28日に竣工された。場所は壬生の字笹井河内606で、旧慈光苑ともほど近い場所である。総工費は1億5,700万円（合併特例債対象経費1億5,462万円、対象外経費238万円）、敷地面積は2,900m<sup>2</sup>（879坪）、延床面積は289m<sup>2</sup>、2階建ての新築で火葬だけでなく控室なども整備されたものとなっている。使用料は29,800円とされた。

### (3) 葬祭ホール JA「虹のホール」の開設

北広島町営の新たな「慈光苑」が竣工された2008年（平成20年）は歴史的にみてこの旧千代田町域の葬儀の変化の一つの画期となった年となる可能性が高い。それはJA広島北部が北広島町の中心地に2008年（平成20年）7月1日に葬祭ホール「虹のホール」を開業した年でもあったからである。JA広島北部というのは、JA高田とJA広島・千代田とが2005年（平成17年）4月に合併したもので、前述のような2005年（平成17年）の平成の町村合併による2005年（平成17年）2月の北広島町の誕生とその約1年前の2004年（平成16年）3月の安芸高田市の誕生を受けての動きであったといえる。本店はJA高田の本拠地の安芸高田市吉田にあり、その吉田で「虹のホール」はまず2007年に開業した。そして、翌年2008年7月に北広島町で開業したわけである。

式場は座席108席、会食室に座席48席、それに通夜室・親族控室・風呂を備えている。設立資金は約1億1,000万円～2,000万円で、2011年（平成23年）現在で、正職員が男性4名、臨時職員が男性1名、女性7名である。

**葬儀施行料** 平成21年（2009年）4月1日現在の葬儀施行料金としては、表1のように案内されており、表記の価格は消費税を含む。



4-1



4-2

写真4 2008年（平成20年）7月1日開業の  
JA 広島北部の北広島「虹のホール」

表1 葬儀施行料金

葬儀コース ( ) 内は JA の組合員価格		
風：393,750 円 (372,750 円)	14 尺	生花祭壇
光：551,250 円 (530,250 円)	20 尺	生花祭壇
虹：708,750 円 (687,750 円)	20 尺	行灯付 生花祭壇
神式：393,750 円 (372,750 円)	14 尺	白木祭壇
このコース料金に含まれる葬祭具、備品等は以下の通り。		
1 葬儀会館使用料	2 お供花 (枕花 1 基)	3 お棺 (仏着等含む)
4 電照写真、遺影写真	5 焼香設備	6 ロウソク、線香など
7 受付設備 (文具、記帳品一式)	8 提灯	9 式場案内板、道順案内板
10 骨壺 (分骨壺・骨上箸)	11 大紙華	12 灰葬紙華
13 司会、アシスタント		
なお、		
①コース外の葬儀施行料金については、別途ご相談に応じさせていただきます。		
②お棺を上品に変更する場合は追加料金となります。		
また、上記の料金に加算されるオプションとしては以下のもの。		
(1) 主な葬祭具、備品等		
ドライアイス 1 回 10kg	6,300 円	後飾り祭壇セット 1 セット 5,250 円
お葬儀セット 1 セット	4,200 円	会葬礼状 100 枚～ 8,058 円～
会葬返礼 1 個	525 円	生花・果物かご 1 対 21,000 円
おとき膳 (精進料理) 1 人前	1,575 円	お汁 1 人前 210 円
寝具セット 1 セット	3,150 円	お泊りセット 1 セット 525 円
集合写真 1 枚	17,320 円	その他 遺体搬送、マイクロバス、飲料ほか
(2) 通夜会館使用料 31,500 円		
(3) 精進落とし料理も別途承ります。		

**葬儀のスケジュール** また、利用者のための案内として通夜から葬儀までの流れが、パンフレットに表2のように示されている。

**利用状況** 伝統的な浄土真宗地帯であり、安芸門徒と門徒寺との関係がひじょうに緊密で講中という強靱な組織が機能してきている地域社会ごとの葬儀の場に、JAによってまったく新たに設営されることとなった葬祭ホール「虹のホール」がどのように受け入れられていくのか、2008年(平成20年)7月1日の開業から2011年(平成23年)2月までの約2年半の利用状況を調べてみたところ、以下の通りであった。

平成20年度は開業の初年度であり、年度途中の7月開業であったために利用回数はまだ29例と少なかったが、2年目、3年目と利用回数が増加していることがわかる。この旧千代田町域では

表2 通夜から葬儀までの流れ

ご一報→ご相談・打ち合わせ→お通夜→ご葬儀・告別式→ご出棺	
葬儀前日…ご遺体の搬送	病院等へ故人をお迎え。自宅または会館まで搬送。
各種手続き	火葬許可書, お寺様の手配など。
打合せ	当家, または会館にて葬儀施行の打合せ。 (御供え(生花, 果物かごなど)のご注文を承ります。)
夕方…御通夜	通夜は自宅, または会館式場 (会館で執り行う場合は親族控室をご用意しております。)
夜間…宿泊	(親族控室にて仮眠いただけます。)
葬儀当日…本葬打合せ	
開式1時間前…葬儀進行の打合せ	
開式30分前…ご導師と打合せ	
開式…本葬開式	式場にて葬儀
開式1時間後…出棺	開式より約1時間後, ご出棺
開式2時間後…会食	会食室にて仕上げ膳。(自宅でもご準備することができます。)
拾骨	火葬場にて拾骨。

表3 開業当初の「虹のホール」利用状況

平成20年度(平成20年(2008)7月—平成21年(2009)3月)
29例 旧千代田町24例, 旧大朝町1例, 安芸高田市旧八千代町4例
平成21年度(平成21年(2009)4月—平成22年(2010)3月)
87例 旧千代田町67例, 旧大朝町12例, その他旧豊平町など8例
平成22年度(平成22年(2010)4月—平成23年(2011)2月)
90例 旧千代田町69例, 旧大朝町17例, その他旧豊平町など4例

1980年代後半からJAによる葬儀の祭壇設営や葬具の提供などの葬儀サービスが浸透してきており、それが現在も継続している。そのJAによる葬儀サービスの延長線上に「虹のホール」の利用も位置づけられる。平成22年度もこの「虹のホール」の利用ではないものの、伝統的な自宅葬であるがJAの葬儀サービスの提供を受けた例が旧千代田町域では53例、旧大朝町域では17例と多かった。

**旧大朝町と旧瑞穂町の火葬場** ただし、旧大朝町域でホールとサービスの両者ともに利用回数がやや少ない理由は、一つには、旧大朝町では比較的早くからJAではなく地元の社会福祉協議会が葬儀の祭壇を所有してその貸出しが行なわれてきており、そのためにJAの利用が少ない傾向があったことが指摘できる。もう一つには、旧大朝町では旧千代田町の旧「慈光苑」のような独自の町営

表4 当時の北広島町の人口

北広島町人口データ

年度(3月末)	町全体 (人)	旧千代田町 (人)	旧大朝町 (人)	旧豊平町 (人)	旧芸北町 (人)
平成20年度	20640	10614	3166	4135	2725
平成21年度	20408	10569	3095	4077	2667
平成22年度	20229	10530	3075	4020	2604
平成23年度	19994	10452	3061	3917	2564

火葬場を建設することなく、1973年(昭和48年)4月1日に隣の島根県旧瑞穂町と一緒に瑞穂町亀谷に公営火葬場「紫光苑」を建設してその共同利用が現在まで継続しているという事情がある。その1973年(昭和48年)4月の瑞穂町亀谷の火葬場の開設のころの人びとの記憶では、たとえば旧大朝町鳴滝地区で旧来の部落の焼き場で焼いた最後は、昭和49年(1974年)3月に亡くなったおばあさんだっ(1)たことが記憶されている。故人の生前の希望でそのようにしたといい、遠い知らないところで油まみれに焼かれるのが嫌だったのだらうとのことである。その旧大朝町では、2005年(平成17年)2月1日に北広島町に合併される前の平成5年(1993年)に、島根県旧瑞穂町(現邑南町)とともに古い亀谷の火葬場に代えて田所に新たな火葬場「紫光苑」を建設して現在もその新しい田所の火葬場の利用が続いている。そのために北広島町の旧千代田町の中心部にできたJAの「虹のホール」の利用数が少ない状態である。

調査の途中の平成25年(2013)1月27日のことである。その日に旧大朝町域の人で葬儀を行なった人が2人あった。1人が田原地区の田村先生(小学校の先生をしていた80歳代の女性)ともう1人が岩戸地区の井伊さん(女性)とであった。そのうち申し込みが早かった田村先生が旧来通りの邑南町(旧瑞穂町)田所の火葬場で火葬になり、井伊さんの方は北広島町(旧千代田町)の火葬場で火葬になった。葬儀は両方とも地元の会館(集会所)で、10時から11時頃に始めて約1時間で終わる。12時頃には終わり、12時30分頃に集会所を出発して火葬場に向かう。火葬場に13時頃に到着してその13時頃から焼香をしてから火葬炉に納めて火入れ(点火)をする。火葬場には主な親族が来るだけで門徒寺の住職は来ない。火入れ(点火)のボタンを押すのは喪主である。約1時間位焼いて30分位冷やす。そのあいだに参列者は別室でオトキ(お斎)の飲食をする。いままではバック料理になっている。14時40分頃から拾骨室で拾骨する。約15分から20分で拾骨は終わる。そして、15時前にはみんな帰ることになる。

この邑南町田所の火葬場の担当職員は現在男性2人が交代でつとめている。シルバーボランティア的な社会貢献の奉仕活動のような意味があり、定年退職後の悠々自適の2人である。1月27日に話を聞くことができたのは北広島町(旧大朝町)大朝の西横町の男性(昭和10年生)であった。彼はもと広島電鉄バスの運転手さんで尺八の名人でもあり社会福祉につとめている方である。北広





写真5 島根県邑南町田所にある火葬場「慈光苑」

島町鳴滝の岸田豊作氏（昭和23年生）の知り合いである。約30年前に49歳の時に奥さんを48歳で亡くしたが、そのときの火葬場はまだ亀谷の火葬場だったとのことである。火葬される死者は昔は多かったと記憶しているとのこと、最近では月に10体位だという。冬場に多いとよくいうが、実際に多いのは春先が多く、4、5、6月頃が多いとのことである。

## ②……………浄土真宗地域の講中と葬儀

### (1) 講中と葬儀の変化

旧千代田町域の伝統的な葬儀については、本研究報告の別稿「葬送習俗の民俗変化1」で紹介した旧千代田町本地地区の例が典型的であり、町域内でほぼ共通している。地域社会の人びとの交流は、部落、講中、アタリ（辺り）を中心としている。部落はもっとも小さな行政的な単位でありかつ社会的な単位である。講中は化境寺との関係で結衆しているもっとも重要な信仰的かつ社会的な単位で、部落と同じ範囲の場合もあるが、別の範囲の場合もあり、部落と講中は基本的には別の組織である。アタリ（辺り）というのは葬儀などで相互扶助の関係にあるもっとも密着した最少の近隣単位である。葬儀ではアタリは男女2人出で、講中は1人出というのが通常である。この地域で寺檀関係の上で特徴的なものが前述のように門徒と化境という二重の関係である。門徒は寺ごとに広い範囲に分散しているが、化境は寺院の地元の家々をひとまとめにしたものである。化境と講中は同義ではないが両者を構成する家々はほとんど重なっている。その化境と講中の行事の中心は毎月1回のお寄り講である。当番の家をガチ（ガチギョウジ・月行司）といって宿となり、化境の寺の住職に来てもらいお経をあげてもらって法話を聞く。そして、オトキ（お齋）が出て飲食と談笑の時間となる。毎月1回のお寄り講で住職へのお礼は米1升である。講中には人数分の共有の膳と椀があり、漆塗りの立派なものでそれが葬儀の時には使用される。葬儀はすべてこのアタリと講中の世話によって行なわれてきていた。

しかし、そのような伝統的であった状態に2010年代初頭の現在、大きな変化がおこってきている。旧千代田町営の公営火葬場の旧「慈光苑」が建設されたのが、前述のように高度経済成長期<sup>(2)</sup>の後半の1970年（昭和45年）であったが、その後も生業変化や生活変化の大規模変化は進行していった。その点については、前稿<sup>(3)</sup>でものべたとおりである。そうした中で、2008年の北広島町営の新「慈光苑」の開設とJA広島北部経営の葬祭ホール「虹のホール」の開業とはまさに画期的なものとなっている。



### 事例 1 旧千代田町蔵迫の下打道講中の例

旧千代田町域のそれぞれの地域社会には比較的農家の後継者も多く残ってそれらの家々の結束が固く伝統的な講中の付き合いを保持している地域と、必ずしもそうでない地域とがある。たとえば旧千代田町蔵迫地区の下打道部落9戸の例をみってみる。かつての講中は打道・明智講中として、上打道・下打道・明智の3つの部落が一緒になって一つの講中であり地元の勝龍寺の化境となっていた。しかし、昭和30年代以前の古くからその化境の機能はあまりなくお寄り講などもほとんど開かれていなかった。そして、昭和40年代にはそれまでの講中を解消してそれぞれ3つの部落で別々に講中を組むこととした。そのうちでたとえば下打道部落はもともと7戸の家からなっていたが、それに戦後の転入戸1戸と新しい分家1戸を加えた9戸の小さな部落であった。戸数が少ないため部落はそのままアタリと同じとなっており、その状態で講中が部落と同じになったために、アタリと部落と講中の三つがまったく同じになったのであった。講中とは名ばかりでアタリと部落と同じ家々によるひじょうに小さな講中である。そのような講中でもそれぞれの家の門徒寺は異なっており、新庄の超専寺の門徒が5戸、地元の勝龍寺の門徒が3戸、その他が1戸となっている。現在では少子高齢化が極端に進み、高齢女性と未婚の中年男子の家が2戸、高齢女性だけの家が3戸、中高年男性だけの家が1戸、むかしながらの三世同居の家が2戸、空き家1戸という状態である。アタリや講中の付き合いも葬儀の2人役や1人役などむかしのようにはまかなうことができなくなっているのが実情である。

そうした中で2010年に70歳代の男性が2名ほど相次いで亡くなった。2010年7月に亡くなった男性は近所のアタリの人たちや講中の人たちの弔問のためもあり通夜だけは自宅で行なったが、その他のすべてはJAの「虹のホール」を利用した。この部落で最初のホール利用の例であった。7月というのはJAの「虹のホール」が開業したばかりの時点であった。それに対して2010年12月に亡くなった男性の場合は祭壇設営などJAのサービスは受けたが通夜も葬儀もすべて自宅で執り行なわれた。アタリと講中の参加による旧来の葬儀であった。それはたいへん長期の入院の末の死亡だったので、せめて葬儀は自宅で、との思いがあったからだという。この地区ではむしろJA「虹のホール」ができてありがたいとの思いさえうかがえるのである。

### 事例 2 旧千代田町壬生の保余原講中の例

丁保余原には滝ヶ迫講中と保余原講中の2つの講中がある。現在でもそれぞれお寄り講が存続しており、毎月地区のジョウカイ（常会・定会）とセットになっている。このお寄り講とジョウカイには欠席できないのが現状だと人びとはいう。そこで重要なことが相談されたり決められたりするからである。かつては講中の家々で順番に宿をしていたが、平成1年（1989）からは地区に作られた会館で行なうようになっており、飲食はもうなくなっている。葬儀のすべてが講中の役目として相互扶助の方針で行なわれてきていた中での最初の変化は、平成10年（1998）のこの丁保余原の旧家の服部泰久氏の葬儀の時であった。そのとき初めてJAの葬儀サービスを利用した。この丁保余原地区は農事法人組合の結成の早かった地区でもあり、地域の結束の固い地区である。その法人組織への転換を指導したのがその服部泰久氏を中心とする人たちであり、服部氏は内外に人望の篤い人物として現在でも記憶されている。率先して地域の人たちの負担の軽減を考えてのことであ

表5 葬儀式次第

<p>開式 10 分前 開式 5 分前</p>	<p>↑ 01 ↓</p> <p>開式</p>	<p>※講中代表者＝寺宿にお寺様をお迎えのご案内に行く。 ○間もなく葬儀を開式いたしますので、遺族・親族の方はご着席ください。 ※生前に、扁敬式（おかみそり・法名）を頂いておられない場合＝テイハツの儀（棺の所へ講中より1名・棺の蓋を少し開く） ◇ご師匠寺の住職様＝お仏壇の前に着座（座布団4枚を準備のこと） ○おまたせいたしました、本日は沢山の方々の、ご会葬を頂き誠にありがとうございます。ただいまより、浄土真宗本願寺派○○寺並びに○○寺のご住職のお勤めにより亡き○○○様の葬儀を執り行います。 一同合掌・・・・・・・・・・礼拝（ご師匠寺の住職様の合掌・礼拝に合わせて）</p>
<p>↑ 20 ↓</p>	<p>お勤め お仏壇前 出棺勤行 御文章拝読</p>	<p>お経が始まる</p> <p style="text-align: center;">御文章・白骨の章 ※（講中の係により座布団撤去）</p>
<p>↑ 20 ↓</p>	<p>葬場勤行</p> <p>住職焼香 正信偈</p> <p>正信偈が終り</p>	<p>◇ご師匠寺の住職＝お仏壇の扉を閉め退席・ほかのお寺様も席を立つ ※講中の係→→曲録を座敷に出す→→役僧さんの指示に従う ◇お寺様住職様が曲録前に立つ ○ご遺族・ご親族の皆様は、ご起立をお願いいたします。</p> <p>（※院号がある場合には、ここで院号伝達を行う。喪主は祭壇前に進み出て、住職様と対面する→戴いた院号は、役僧様に手渡しし→自席に戻る。 ○院号の伝達がございます。喪主様はご仏壇前にお進みください。）</p> <p>◇三棒請→→住職焼香→→表白文→→ ◇鐘 二打→→正信偈→→鐘 一打→→住職様曲録に着座→→引き続いてお勤め→→ ○ご焼香のお呼び出しを申し上げます。 ①喪主並びにご親族様→→②ご親戚の皆様、順にご焼香ください。 ③有縁のご会葬の皆様、前の方から順にご焼香ください。 鐘 三打 ○ご遺族・ご親戚の皆様は、ご着席をください。 ○弔辞 外に、弔辞をご準備の方がありましたら、お願いいたします。 ○弔電がまいっておりますので、代読させていただきます。 沢山の方から頂戴しておりますが、講中の申合せにより省略させていただきます、謹んでご仏前にお供えさせていただきます。（後ほど喪主さまにお渡しいたします。） ○喪主並びに親族代表あいさつ</p>
<p>↑ 05 ↓</p>	<p>弔辞</p> <p>弔電</p>	<p>○弔電がまいっておりますので、代読させていただきます。 沢山の方から頂戴しておりますが、講中の申合せにより省略させていただきます、謹んでご仏前にお供えさせていただきます。（後ほど喪主さまにお渡しいたします。） ○喪主並びに親族代表あいさつ</p>
<p>05</p>	<p>喪主挨拶</p>	<p>○以上をもちまして、亡き○○○様の葬儀を終了させていただきます。 一同合掌・・・・・・・・・・礼拝（ご師匠寺の住職様の合掌・礼拝に合わせて） ○引き続きまして、灰葬のお勤めを、させていただきます。 御親族の方は、そのままお待ちください。</p>
<p>↑ 02 ↓</p>	<p>灰葬のお勤め 出棺</p>	<p>本日は、ご会葬、ご焼香いただきまして、誠にありがとうございました。 講中として、万難を排したつもりでありましたが、不手際がございましたらご了承ください。 なお、灰葬が終わりましたら、出棺いたします。お見送りくださいます方は、今しばらくお待ちください。 ◇ご師匠寺住職様以外退席→→曲録を座敷から下げる→→シカ花を変える</p>

10	灰葬のお勤め
出棺	最後のお別れを、喪主・親族等で行うので、講中は棺を部屋の中心付近に置き換え、棺の蓋を開け、生花の花の部分だけを遺族等に手渡す。終われば蓋を閉め出棺→→霊柩車へ



写真 6-1 昭和 9 年 (1934) 4 月 9 日 服部泰久氏の祖父の清六氏の葬儀の時の写真 女性は白装束



写真 6-2 昭和 12 年 (1937) 10 月 11 日 服部泰久氏の父親の泰氏の葬儀の時の写真 女性は白い被り物

うと語られている。2008年7月に開設されたJA「虹のホール」の利用の最初は2010年3月の服部武氏（益田病院で臨終）で、次が2010年9月の立川良隆氏（安佐市民病院で臨終）、次が2011年4月の和泉玉男氏（八千代町の病院で臨終）で、最近増加傾向にある。いずれも病院で亡くなるかたちとなっている。自宅での葬儀の最後は2010年12月の森本つや子さん90歳（益田病院で臨終）と、2011年2月の佐々木策郎氏98歳（益田病院で臨終）でいずれもたいへん高齢で大往生というかたちであった。自宅の葬儀ではこれまでの講中の決まり通りに葬儀は行なわれ、ホール利用の場合でも、葬儀の場所として自宅の代わりにホールを借りるだけで、講中の協力による方法は固く遵守されている。丁保余原は結束の固い集落であり講中の機能低下や消滅などは現在の時点ではまず考えられないという。そして、葬儀の進行役のために表5のような葬儀式次第のマニュアルメモが作成されており、滞りなく葬儀が進められるよう配慮されている。

なお、この丁保余原地区でも昭和戦前期における地主層の家での葬儀は、ひじょうに盛大なものであり、現在のような簡略化が進んでいる葬儀とは比べものにならないくらい豪勢なものであった。それを物語る写真が伝えられているのでここに紹介しておく。この地区で農業経営の法人化を進めた中心人物であった前述の服部泰久氏の祖父と父親との葬儀の時の写真である。昭和9年（1934）の葬儀の時点では、一般的に古い習俗にこだわらないといわれるこの浄土真宗地帯であっても、女性たちが白装束で参列している姿が写っている。それに対して昭和12年（1937）の葬儀では女性たちは白装束ではなく頭に白い被り物という簡略化した姿が写っている。2010年代の現在ではかつてこの地域の葬儀でこのような女性の白装束が伝えられていたことを知るものはずでもうまったくいないというのが現状である。民俗の変遷の早いことが知られる。

### 事例3 旧千代田町壬生の信友講中の例

同じ壬生地区でも保余原は農村の例であるが、この信友講は町中の講中の例である。もともとこの地区の東横町と新宮町には信友講と唯信講の2つの講があり、その2つの講の境目が町場の家並み配置に沿うような単純なものではなく複雑に入り組んでいた。それは講中と化境の形成の歴史を反映してのものであったと考えられる。しかし、昭和3年（1928）当時の状況としては、隣どうしの家であってもその家は他の講中の講員で、葬式の時などに隣近所のつとめで出歩しても他の講中のことで小さくなっていなければならない、不便なことが多かった。そこで、2つの講の間で話し合いがもたれて道路沿いのわかりやすい家並み配置の線で2つに分け、そこから上を唯信講、下を信友講の家々として再出発することとした。そして現在に至っている。その再編成は昭和3年（1928）4月のことであった。これは講員の中の記録を大事にしている人が所持している帳面にも書いてあることで、多くの講員も知っていることである。その帳面と人びとの記憶によってこの信友講の決まりごとの変遷を追ってみることにする。

**講中規約** 上記の事柄は「信友講の由来の要約」として記されていることであるが、その昭和3年（1928）4月の取り決めの「信友講規約」の記述についてみれば、表6の通りである。

これが昭和3年（1928）4月の段階での信友講の規約であり、固く結ばれた講中組織であったことがわかる。それが戦後の高度経済成長期を経て現在に至るまでにその運営が緩んでくることなのである。以下ではその後の講の申し合わせの主要な記事を追ってみる。表7が昭和36年（1961）

2月の規約改定の申し合わせである。

表6 信友講中規約

- |  |
|--|
| <p>(1) 本講は信友講とする。26戸で構成。</p> <p>(2) お茶講は毎月1回、1戸を宿にして開催する。講員にはオトキは出さないが、僧侶には出す。</p> <p>(3) お茶講のお布施は20銭で、月行司の負担とする。</p> <p>(4) 講中の報恩講は毎年12月12日に開催する。報恩講の当番は2戸です。お茶講はそれとは別に宿をまわす。</p> <p>(5) 報恩講に参った人には全員にオトキを出す。</p> <p>(6) 講中に不幸が出た時に月行司が集めるものは、大人の場合には白米3合3勺、藁8把。小人の場合には白米2合、藁4把。旅香典は白米2合。</p> <p>(7) 旅講香典は白米2合。(筆者注記：旅講香典というのは講員の家の嫁の実家の両親が亡くなったときに嫁ぎ先のこの講中から嫁にあげる香典のこと。トコロの者とタビの者という言い方がある。嫁はタビの者とみなされていたことを表わす語。)</p> <p>(8) 棺舁ぎは、大人の死亡の時は4人肩、小人のときは2人肩。</p> <p>(9) 棺舁ぎへの酒は、大人の時は1升、小人のときは5合。</p> <p>(10) 積立金は、毎月2銭。</p> <p>(11) 新入講者<br/>お茶講の時、月行司さんより紹介があり、講中の皆さんにはかり許可が出れば使が入講者を呼びに来て講中の皆さんにひきあわせ、入講者挨拶をして入講が決る。入講金1円。新入講者は翌年にお茶講の宿をする。茶菓子を出す。</p> <p>(12) 本講員の家に普請のある時は講員各戸30銭ずつ見舞いを贈る。但し、本宅、蔵、厠に限る。</p> <p>(13) 本講は毎年2月のお茶講で話し合いをする。</p> |
|--|

表7 昭和36年(1961)2月24日の規約改定申し合わせ

- |   |                      |
|---|----------------------|
| 1. 新入講者は金200円を積立てる事                           | 2. 講道具保管料は年500円と定む   |
| 3. 退講者有る時200円銭別を贈る                            |                      |
| 4. 今後お茶講の茶菓子は廃止する事、但し新入講者は初めてのお茶講を催す時は茶菓子を出す事 |                      |
| 5. 棺の幕購入する事                                   | 6. 毎月の積金は1戸30円と改む    |
| 7. お茶講当番は白米1升教得寺へ持参し、お布施は100円とする              |                      |
| 8. 旅講香典は20円とする                                | 9. 棺幕使用料は200円、区長に渡す事 |
| 10. 棺担は大雪の時は6人肩とする                            |                      |

高度経済成長期の真っ最中のこの時点での改正は金額が中心であり、廃止する処置を取っているのは、お茶講の茶菓子だけである。その次が昭和44年(1969)から昭和46年(1971)の講中の申し合わせ事項である。

表8 昭和44年から昭和46年の講の申し合わせ事項

<p>昭和44年(1969)2月, 講の申し合せ事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 葬式の時, 坪内2人の時 米1升, その他 米5合</li><li>2. 葬式の本膳の後, 仕上げはしない, 1人あたり50円の菓子袋を配る</li><li>3. 骨拾いより帰った時に茶は出さない</li><li>4. 初盆の家に講中からの灯籠は出さない</li><li>5. 棺担ぎは大人6人, 子供4人</li></ol> <p>昭和45年(1970)2月, 講の話し合い事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 旅講の引受があった時は月行事が香典を集金して引受宅へ持参し, 先方への会葬には月行事並に隣家も参らず, 代わりに弔電を打つ</li><li>2. 本膳の後の仕上げは昨年の決まり通りだが, 後の残務整理のため, 女子には菓子袋, 男子には残り物で一献出してもよい</li></ol> <p>昭和46年(1971)2月, 講の話し合い</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 棺担ぎは4人にもどす</li><li>2. 今月より棺担ぎには酒は出さない</li></ol>
--

この時点では, 葬式の本膳の後の仕上げ, 骨拾いから帰った時のお茶, 初盆の灯籠が廃止されている。また, 旅講の場合は参らずに弔電ですませる, 棺担ぎに酒は出さない, などの省略化がこの時期には進んでいる。そしてこの時期, 前述のようにこの旧千代田町では昭和45年(1970)3月に糠屋谷に新たな町営火葬場が建設される。そこで, この壬生の町で古くから使っていた西谷のヤキバ(火葬場)は廃止となる。そして, 人びとはそれまで急な坂道をヤキバまで棺を担いで行っていた重労働から解放され, 棺は自動車で町営火葬場へと運ばれるようになった。この昭和40年代半ばという時期は, この旧千代田町域では大きな画期であり大きな変化が起こりつつある中であつた。そうした中で, 講中の規約を定め直して組織固めをはかる講中もあつた。その例がこの信友講と同じく壬生の町中の講中の一つである大溝地区の<sup>もんみょうこう</sup>聞名講である。その時期の聞名講の講中規約を紹介しておく。表9がそれである。

表9 昭和46年3月改正 講中規約 聞名講

<p>(一) 名称及び目的</p> <p>本講は<sup>もんみょうこう</sup>聞名講と称し, 壬生大溝部落に在住する入講希望者をもって組織し毎月一回法座を開き仏法と聴聞しお互に道徳を守り, 講員協力し, 助け合い生活の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(二) 月行司及び任務</p> <p>本講には毎月順番に月行司を置く。月行司はその当月中講中に関する講務を管理すると共に次の任務を持つものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 当月中一回法座を開く。法座は前日までに講中に連絡し, 一戸五百円集金し, その内二千円をお布施とし残金は貯金する。(会計係へ送至) 法座を依頼する時, 齊米壺升を教得寺に持参すること。 御惣停様は月変わりと同時に, 次回月行司と話し合いの上送迎すること。</li><li>(2) 講員に火災水難等災害の起きた場合は, 直に講中に報知と共に, 手伝い等の協議連絡をなし, 見舞として一戸米壺升を集め持参するものとする。</li></ol>
--

- (3) 講員中に死亡者のあった場合は直に赴き、葬儀等講中に関する指揮連絡をなすと共に香典を集金し帳場に納入する。香典は一戸百五十円とする。
- (4) 講員の配偶者の親死亡の場合は旅香典を集金し持参すると共に会葬又は弔電を送る等引受けとも協議し適当な処置をなす。旅香典は一戸百円とする。
- (5) 講中の諸道具椀家具等使用の時は、使用前個数等点検し、使用後は立会し個数の符合を確認し保管せしむること。

### (三) 葬儀

- (1) 火葬場は春木慈光苑を使用することとする。
- (2) 葬儀に使う花は帳場の指示する処による。但し出来る限り買入れ又は借用することとする。
- (3) 棺かつぎは月行司及び帳場において必要人数を定め順番に之に当るものとする。
- (4) 近所の手伝は帳場において適当人数、範囲等をきめる。

### (四) 入退講

新入講又は退講する場合は予め講中に申出、講員の協議決定により入退講する。但し本講員にして、他行等のため休退講し、後日復帰した場合は再び本講に加入し得るものとし、入講金は講員協議の上決定するものとする。

- (1) 新入講の時は初道具代として米貳升と講中積立金の一戸の持分を納入し、次回の法座を持つこと。
- (2) 退講の時は納入した金銭及び物件の払いもどしはしない。

### (五) 報恩講

- (1) 毎年一月の法座を報恩講とし、出席者に茶菓子にて接待すること。但し代金は講中貯金より支払うものとする。
- (2) 一月法座には、全員出席し、経過報告と新年度の計画その他講中の問題につき協議申し合せをなす。

### (六) 御信道具

毎年七月には、麦初穂として一戸麦六合を、十一月には秋初穂として一戸米壹升を月行司取集めの上、教得寺に持参すること。

### (七) 会計

会計年度は毎年四月一日より、来年の三月末日迄とし、会計報告は四月法座に行なうものとする。

### 附則

- (1) 本規約中の米麦を全員で納める場合は、時価相場により換算する。
- (2) 本規約は大正四年参月会聞名講、講中申定連名規約書（以下旧規約書という）を基として時代に即応するよう、昭和四十六年三月、文章及び規約の一部を改めたものであり、本規約に定めてない事項については、旧規約書の主旨を遵守し、講中にて協議決定することとする。

### 附記

昭和四十七年より、部落班長の任期を四月一日より翌年三月三十一日迄と変更することに伴い、本講に会計年度を設けることの規約改正する。

しかし、その後も高度経済成長期を経た後の変化は大きい。ここで再び信友講の変化をみてみると、報恩講の中心であったオトキの廃止、2月の話し合いから12月の話し合いへ、などという講の変化が激しく、平成に入るとまたさらに省略化が加速する。



表10 昭和50年から平成14年までの講の話し合い 信友講

昭和50年(1975)2月, 講の話し合い
1. 茶講は寺へお布施1,000円とする。
2. 報恩講はオトキを廃止して茶菓子にする。
昭和59年(1984)2月講の話し合い
1. 報恩講の当番の廃止, 2月の話し合いの月も廃止して, 12月のお茶講に当たった月行司が報恩講と話し合いの月とする。
2. 報恩講の菓子代200円とする。
平成9年(1997)12月, 講の話し合い
1. 葬式お布施 本 30,000円 副 20,000円 伴 10,000円
2. 灰葬お布施 本 5,000円 副 3,000円
3. 旅講香典300円とし総額10,000円とする。不足分は講金より出す。
4. 弔電は廃止する
5. 旅香の返しはしないこと
平成9年(1997)12月, 講の話し合い, 平成14年(2002)12月, 講の話し合い
1. 報恩講当番を来年から1軒としてお茶菓子は出さない事にする。
2. 講中香典3合3勺(200円)は廃止する。

このように平成に入るとさらに省略化が進み、報恩講ではお茶菓子も出なくなり、旅講の弔電も講中香典も廃止となっていった。そして、その後の平成20年度までの記録ではとくに話し合いのない年度が続いている。そして、2008年(平成20)のJAの葬祭ホール「虹のホール」の開業である。この信友講の場合もその機能の縮小傾向を見てとることができるのである。

#### 事例4 旧千代田町壬生の惣森の河内講中の例

惣森は壬生の中でも農村地域であるが、その惣森の河内地区は家並み配置に沿って、<sup>かみじょう</sup>上条、<sup>うえじょうしもじょう</sup>上条、下条の3つのクミ(組)からなっている。その3つのクミ(組)はそれぞれ2つずつのツボウチ(坪内)からなっている。葬儀で夫婦2人が手伝いに出るのは同じツボウチ(坪内)の家の4、5軒で、隣のツボウチ(坪内)の家からは1人出る。講中の全戸からは葬儀の当日にクヤミ(梅やみ)に参る。ここに、<sup>かみじょう</sup>上条の組の例で、平成5年(1993)から平成22年(2010)までの葬儀でとくに葬儀に際して注目される飲食と台所の賄いの変化を追跡してみる。表11に要点を整理してみた。

以上にみるように、平成5年(1993)から平成22年(2010)までの17年間にこの<sup>かみじょう</sup>上条という地区の講中では計13名の葬儀があったが、変化への引力と継承への引力との両者が拮抗して推移している状況がみてとれる。この地域の家々の結束が葬儀における女性たちの炊事の賄い仕事の継続によって維持されつつあるという状況を見て取ることができる。この地域では平成25年(2013)12月の現在でも、まだJA「虹のホール」を利用した葬式は出していない。

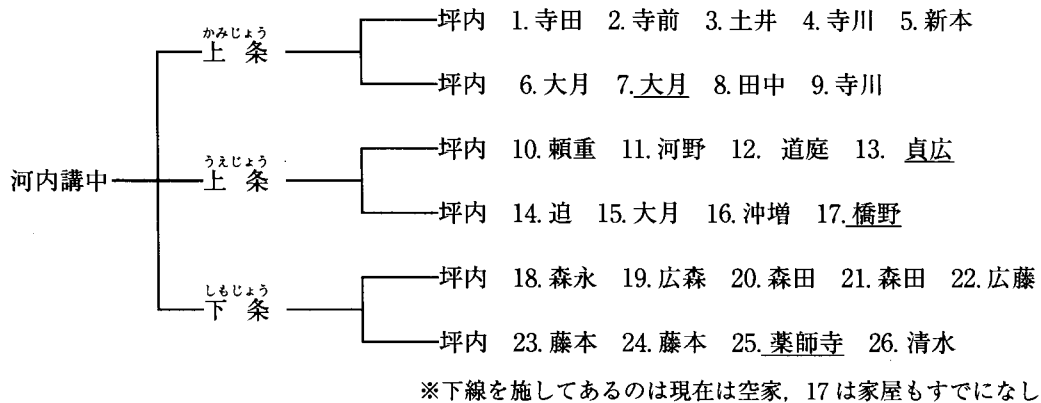


図1 河内講中の構成戸

表11 平成5年(1993)から平成22年(2010)までの葬儀

<p><b>1993 (平成5) 10月18日 男性 (51歳)</b>          葬式は家で，炊事は会館で (平成5年から炊事は会館利用へ，それまでは喪家で)          寺宿は隣家に          葬儀の本膳，70人分+12人 (ツボウチ・アタリに分)          お鉢 (ご飯)・汁・酒 (湯呑茶碗で)・お茶，          膳に，おひら (田芋・大根・こんにゃく・油揚げ・椎茸・人参・ホーレンソウ・トマト)，つぼ (菓子5個ずつ)，さしみ (ゆずこんにゃく・白味噌)，あらめ (あらめ・油揚げ・人参・椎茸)，白和え (こんにゃく・青菜・豆腐・胡麻)，味噌汁 (油揚げ・ふ・豆腐・ねぎ)          その他に，通夜の晩御飯，30人分+14人 (ツボウチ・アタリに分)</p> <p><b>1993年 (平成5) 10月23日 女性</b></p> <p><b>1994年 (平成6) 6月17日 女性 (91歳)</b>          この時から，膳に代えて容器のバックを購入，ただし料理を作るのはこれまで通り。</p> <p><b>1995年 (平成7) 9月16日 女性</b></p> <p><b>2000年 (平成12) 6月9日 女性 (95歳)</b>          この時はじめて，本膳を三田商店からとった仕出しにした。またパブリックという町内に出来ていた葬儀屋に注文して祭壇を設営した。それは喪主が都会から帰って来た人で，地域の伝統をあまり重視しない人であったからと記憶されている。</p> <p><b>2000年 (平成12) 8月12日 男性 (85歳)</b>          この時は，本膳にバックを80個購入した。町内のかめやという仕出しセンターにおかずだけを注文しようとしたが，1000円のおかずだけではいやだと業者がいい，ご飯付きで1500円のバックを注文したという。また，この時も葬儀屋のパブリックが祭壇を設営した。</p> <p><b>2003年 (平成15) 1月11日 男性 (51歳)</b>          本膳は，85個のバックを新見商店に注文。</p> <p><b>2003年 (平成15) 12月12日 男性 (87歳)</b>          この時は，本膳は本来のかたちでアタリの女性が炊事して作った。</p> <p><b>2004年 (平成16) 2月5日 男性</b>          この時はじめて，葬儀を告別式と呼び喪家ではなく会館で行なった。家が狭いので会館を使ったという。通夜の晩御飯は本来のかたちでアタリの女性が炊事して作ったが，葬儀の本膳のオトキはおかずだけ1000円のバックを業者から購入して御飯は炊いた。祭壇は農協に頼んだ。</p> <p><b>2004年 (平成16) 3月1日 男性</b>          この時は，これまでどおり葬儀は家で，炊事は会館で，本膳は本来のかたちでアタリの女性が炊事して作った。</p>
---

**2004年（平成16）6月3日 男性**

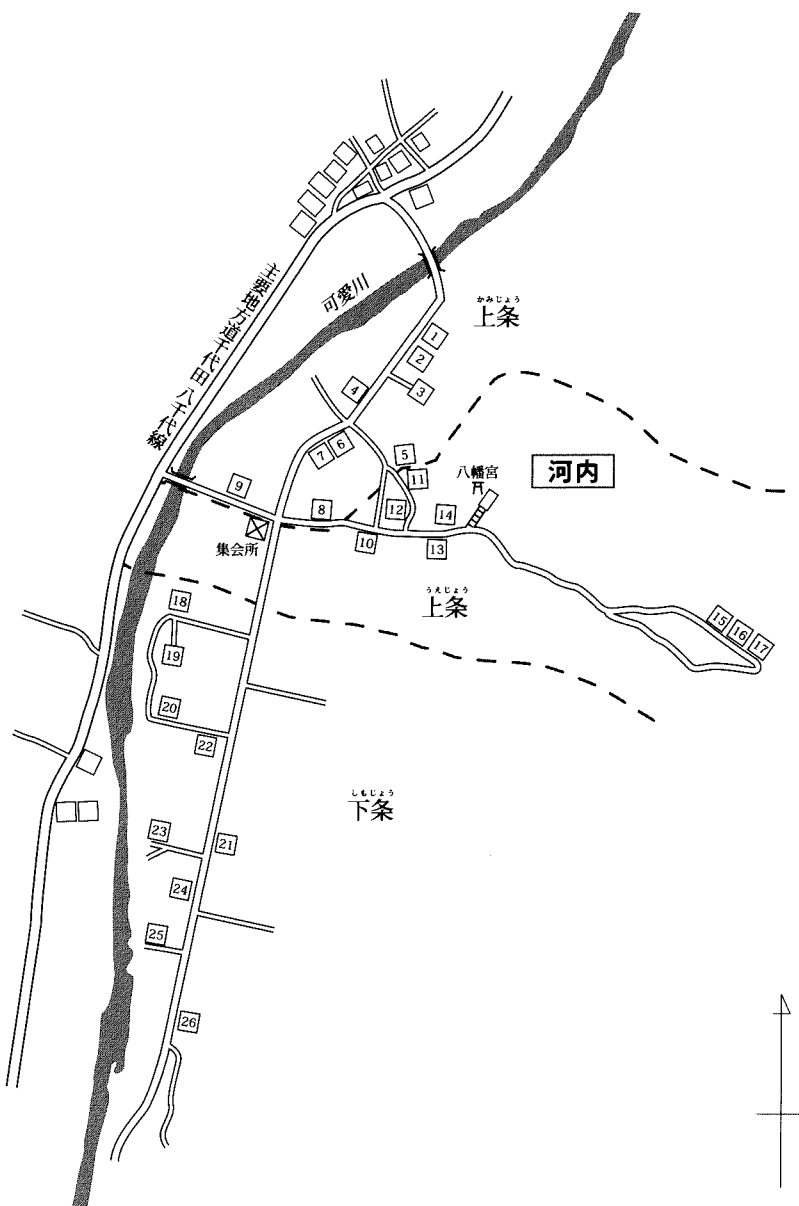
この時も、これまでどおり葬儀は家で、炊事は会館で、通夜の晩御飯は本来のかたちでアタリの女性が炊事して作った。本膳もアタリの女性が炊事して作ったが、パックもとった。

**2007年（平成19）10月14日 男性（81歳）**

この人物は2000年の母親の葬儀で、はじめて本膳に仕出しをとり、葬儀屋に祭壇を注文して古いしきたりを重視しない人として記憶されている。このときは葬儀の会場は喪家ではなく会館となった。ただし、通夜の晩御飯も葬儀の本膳も本来のかたちでアタリの女性が炊事して作った。なお、この時の話し合いで今回からは講中香典の米3号3勺はつながない、集めないこととした。

**2010年（平成22）9月17日 女性**

本膳のおかずにパックをとったが、通夜の晩御飯も葬儀の本膳も本来のかたちでアタリの女性が炊事して作った。パックはまだ付属的なものである。



地図1 壬生の惣森の河内

### 事例5 旧千代田町壬生の下川東講中の中組の例

川東は惣森よりも壬生の町中に近い位置にある農村地域である。その川東は上川東と下川東とに分かれるが、下川東は上条<sup>うえじょう</sup>（12戸）・中組（9戸）・山根（6戸）・沖の上（8戸）・沖の下（7戸）の5つの組からなっている。講中の付き合いはその下川東が一つのまとまりであるが、葬式の手伝いはそれぞれの組の中で主として担われている。そのうちの下川東の中組9戸の葬儀の変化の様子について、昭和61年（1986）から平成23年（2011）まで追跡してみる。

まず、表12にみる最初の1986年（昭和61）12月24日 男性（88歳）の葬式はまだこの地域で古くから伝えられていた伝統的な葬式であった。12月23日に88歳で亡くなった男性の葬式が24日に行なわれた。葬式の重要な部分は飲食ごとであり、講中の記録にもその記述が多い。本膳は、「おひら」、「かさ」、「お鉢」、「みそ汁」で、おひらは、不幸（葬式）の時は偶数、慶び（結婚）のときは奇数が決まりであった。このときの「おひら」は、①大根（小さい物は輪切り、大きい物は半月、厚さは2cmくらい）、②こんにゃく（2×4で8枚おとし、三角形）、③人参、④ごぼう、⑤ホーレンソウ（この③人参・④ごぼう・⑤ホーレンソウはいずれも約8cmで2、3枚におとす）、⑥油揚（三角形の油揚の左右両方を三角形に切りおとし残った中央の長細い部分をみそ汁の実にする）の偶数の6種類であった。ホーレンソウ以外ぜんぶ一緒にガス釜で炊き、里芋を入れるときにはねばるので別に煮ること、という注意書きがある。

次の「かさ」の内容は、アラメ、油揚げ（千切り）、こんにゃく（細い千切り）、しいたけ、である。「お鉢」は、御飯である。「みそ汁」の具は、豆腐、油揚げ、麩、ネギである。材料については、喪家と近所と親類から大根、人参、ホーレンソウ、ネギが提供されている。

本膳の用意は100人分で、買い物には、こんにゃく16袋（32枚）、ごぼう大1束、油揚70枚、豆腐22丁、ネギ大1束、アラメ20袋、白黒ゴマ2丁ずつ、味噌3k（2kg）、ハイミー1、味の素1、麩5、と書かれている。そして、米と酒については、23日（通夜）には米が4升に酒が2升、24日（葬式）には米が1斗5合に酒が2升とある。

葬式当日の注意書きとして以下のようにある。

- ・手伝いの者は昼飯を手の空いた時にかんたんに食べておくこと（式の時か、式の直後、または本膳を出す前）。片付けや帳場の計算が済んだあと本膳を並べて喪主の挨拶のあと頂く。片付けは自分たちです。その後お菓子を頂いて片付けはしないで帰る。
- ・お寺さんと僧さんは膳を使って講師部屋で食べてもらうこと。
- ・お布施は食事が済んだあとお寺さんに渡す。
- ・本膳に親族が揃ったらテイシヤク（亭主役）の挨拶のあと酒をついでまわる。その後すぐ汁をつぐ（汁は冷まさないよう注意すること）。
- ・椀は袋に入れられる状態にかさねて、テーブルの上などで風に当たるようにしておくこと。
- ・おひつは増見やから4つ、増やから3つ出す。
- ・送り膳は膳を使うこと。

また、帳場の記録も転載されており会計上の内容も周知されるようになっている。勝龍寺にお布施2万円と灰そう料5,000円、大福寺にお布施2万円、伴侶にお布施1万円、2名の伴僧に寸志7,000円ずつ、とある。

表12 昭和61年(1986)から平成18年(2006)までの葬儀

「中組の記録」(自61.12.23)より

<p>1986年(昭和61)12月24日 男性(88歳)</p> <p>この1980年代半ばの時期には、まだこの地域で伝えられていた伝統的な葬式であった。</p>
<p>1989年(平成1)11月4日 男性</p> <p>この時も本膳が100人分も用意されたが、喪家の方からは多すぎるくらいだから止めてもらってもいいですよ、とのことであった。しかし、そういうわけにもいかないので、これまでどおりに用意して100人分となった。「送り膳」といって講中のなかでも隣のクミ(組)の家々や、カナオヤなどをはじめとして、クミ(組)以外の特別なつきあいのある家に配る膳も用意されていた。</p>
<p>1990年(平成2)2月5日 男性</p> <p>この時には「送り膳」が7個のはずであったが、今回からは「送り膳」はなしということに決定した。</p>
<p>1990年(平成2)7月14日 男性</p> <p>この時には、御飯や味噌汁や漬物などはこれまでどおり作るが、おかずはパックで150人分ほど新見仕出しセンターからとった。しかし、パイン缶詰やさくらんぼなどが入っており、黄色や赤色は葬式にはおかしいのではないかと、もう少し色どりを地味にしてほしいと店に言いに行ったこともあるという。</p>
<p>1991年(平成3)2月28日 男性</p> <p>これまでは葬式も本膳のオトキも喪家であったが、この時は葬式は喪家で行なったが、本膳のオトキは集会所で食べた。パックはとらずむかしからの料理と献立で葬儀の本膳は130人分用意した。この時は通夜から葬式の2日間で喪家から提供された米1斗4升が消費されている。</p>
<p>1995年(平成7)3月14日 男性</p> <p>これまでどおりの賄いで本膳70人分が用意されている。料理は集会所で作りそこで食べるかたちへとってきている。</p>
<p>2003年(平成15)10月18日 女性</p> <p>おかずだけの1000円のパックがとられているが、その他の料理も作られており、米は喪家から2斗ほど用意され、そのうち1斗2升が消費されている。この時から通夜菓子はなしとした。これまでは他所から通夜に来た人に菓子を配っていたがそれを止めることとした。通夜は親類も含めて友人など他所から来る人のためのもので、講中など地元がくるのはクヤミ(悔やみ)という。講中は通夜には参加しない。</p>
<p>2006年(平成18)7月17日 女性</p> <p>炊事は集会所でして通夜の晩御飯はそれを食べた、翌日の葬儀は喪家でした。昼の本膳は御飯付きのパック80人分を購入した。みそ汁などは作った。通夜に来た人へはお茶も出さないように決めた。また都合で葬儀の手伝いに出られない場合にはこれまでは代わりの人を立てていたが、その時の判断にまかせて代わりの人を立てないでよいこととした。</p>

表12の最後の2006年(平成18)の葬儀では、葬儀における飲食と台所の賄いとがこのように次第に簡略化をしてきていたのだが、この後の2008年(平成20)のJAの葬祭ホール「虹のール」の開設は大きな変化のきっかけとなった。はじめて「虹のホール」を利用する例がはやくも2010年(平成22)にはあらわれた。そして、その最初の事例では慣れないホール利用と、従来の方式との食い違いが若干の混乱をみせたが、2回目、3回目となるとホール利用の極めて簡便な方法が定着してくることとなった。

まず、2010年(平成22)8月24日の男性(66歳)の葬儀の例である。

この時にはじめてJA「虹のホール」を利用した。料理も作ったが、葬儀の日の昼食の本膳は止

めてむすびと漬物だけにした。次回からは喪家でのご飯は作らないこととして、むすびと漬物だけとした。

従来の賄い仕事はおよそ以下のような流れになっていた。(1) 死亡当日、朝から昼の早い内の死亡ならその日の夜に通夜。夕方から夜に死亡なら1日おいて2日目に通夜。クミの当番の人が2, 3人で通夜の晩御飯を作って喪家をはじめ親族などに食べさせる。(2) 葬式当日、クミの当番の人が2, 3人で朝6時ころに起きて集会所でご飯を炊いて味噌汁を作り、漬物やおかずを作ってその朝食を喪家にとどける。喪家では家族、親族、集まったクミの手伝いの人たちでその朝食を食べる。昼食の本膳(オトキ)の準備が朝8時ころから始まり、買い物や講中の膳椀などの用意をする。寺の住職がやってきて葬式が始まるのは10時か11時前ころ。葬式が終わって本膳(オトキ)になるのは13時ころ。それが終わって夕方にかけて香典報告があり、こんどはシアゲ(仕上げ)といって親族がクミの人たちに食事のもてなしをする。

それが、このたびはじめてJA「虹のホール」を利用することになったことにより、今回は次のようになった。24日13時43分死去。午後に大福寺と教善寺の住職が枕経。25日12時30分クミの者が買い物に行き14時に集会所に集まり料理をしたり葬儀の準備をする。クミの女性たちが晩御飯の用意をして17時ころにこれまで通りの料理を喪家に届ける。家族親族の人数20人分。19時に喪家で通夜、教善寺の住職の読経。26日10時から集会所で御飯を炊いてむすびを作り喪家へ持っていった。家族親族の20人分。11時ころ、「虹のホール」で朝から帳場を開いている男性のもとへも4人分のむすびをもっていく。残っていた男性3人と女性のむすびは集会所で食べた。12時に喪家を出棺、クミの男性全員が一緒に行く。女性は少し遅れて13時に「虹のホール」に行く。14時から葬儀。その前に13時過ぎから「虹のホール」の係員から説明がある。メモには「すべて係の方の指示がある。お寺の方、4人そろったらお茶とお菓子、おしぼりを出す。葬儀が始まったらお茶、おしぼりをさげる。お菓子があればそのまま。終わったらお茶、おしぼりを出す。今回は(お寺さんは)食事をされずに帰られたのでパックを渡す。」とある。指示した係員はJAの職員で顔見知りの人であった。14時に始まった葬儀が終わり、15時に出棺で火葬場「慈光苑」へと向かう。注文しておいたホールに隣接している業者の「早乙女たちの台所」からホールへパック料理が届いてからオトキの準備を火葬場から帰ってきた人のためにしておいたが、このときは17時40分ころに拾骨、集骨をしてそのあと火葬場から直接喪家に帰ったので、パック料理は持って帰った。18時30分ころクミの者は一同で集会所に集まり、帳場の報告と喪家からのお礼の挨拶があり、オトキのパック、果物、花などを1戸ずつもらって、19時ころに解散した。あとかたづけをして男性たちは集会所でパック料理を一緒に食べた。

次が二人目の2011年(平成23)5月14日女性の葬儀である。

「虹のホール」の利用がはじまり、日程の上でも変化が起きた。14日に亡くなったので、通常なら葬儀は16日にしたかったのだが、先に16日に「虹のホール」に予約した葬儀が2つあったために、17日まで待たねばならなかった。その15日と16日の待機の間、クミの手伝いの女性たちも手持ち無沙汰で暇を持て余すくらいだったという。死亡が14日(土)午前10時18分、15日(日)午前8時30分ころクミの男性たちは喪家に集まったが、早めに引き上げた。女性たちはすることがないので行かなかった。16日(月)は、13時に男性たちが喪家に寄りいろいろと準備をして16時

30分に棺は家を出て「虹のホール」に行き、そこで18時に通夜をした。帳場は男子が「虹のホール」に開いた。女子は2人でお寺さんのお茶の用意などをした。前回は喪家で通夜をしたが今回は「虹のホール」で通夜をした。17日（火）朝7時30分にクミの男性は「虹のホール」に集まり、女子は8時30分に集まった。葬儀は午前10時から始めた。喪家の家族や親族のためにこれまでは作ってきた料理は、このたびは16日の通夜の食事も、17日の葬儀のあとのオトキの本膳もいっさい作らなかった。業者の「早乙女たちの弁当」に注文してパックを55膳ほどとってそれを分けた。お寺さんにも持って帰ってもらった。前回の葬儀で話し合い今回もそうであったように、喪家の家族や親族のための食事はクミではこれからもいっさい作らないことを、今回みんなで再確認した。

そして三人目が2011年（平成23）8月7日女性（99歳）の葬儀である。

7日午後14時41分死亡、16時30分、喪家にクミの男女が集合、枕経は勝龍寺と大福寺。8日午前8時30分、喪家にクミの男女が集合、午後15時、JA「虹のホール」の職員が喪家に来る。その15時過ぎに喪家から出棺して「虹のホール」へ移動して安置、18時から通夜。9日午前7時30分、クミの男性は「虹のホール」へ行き帳場を開く、女性は8時30分に「虹のホール」へ行く。10時から葬儀、終わって、11時出棺、火葬場「慈光苑」へ向かう。勝龍寺、大福寺はオトキをもって帰る。火葬している間に参列者は「虹のホール」でオトキを食べた。拾骨、集骨のあと遺骨は家族の手で喪家に直接帰宅する。クミの者は午後14時30分に果物や花を分けて解散した。

こうして、この下川東講中中組の葬儀は、JAの「虹のホール」の利用が従来の葬儀のあり方、飲食や台所の賄いのあり方をその根底から変えていったのである。

## (2) 講中と葬儀の変化の事例差

以上、旧千代田町域の、蔵迫の下打道、壬生の保余原、壬生の町の信友講中、壬生の惣森の河内の上条、壬生の下川東の中組という5つの地区と講中の事例を紹介してみた。そして、(A) 講中の結束の緩み、(B) 葬儀の「虹のホール」利用、という2つの点から比較してみると、(A) (B) ともに変化が早いのが蔵迫の下打道であり、(A) の保全がもっとも根強いのが壬生の保余原である。(B) への変化がまだ起こっていないのが壬生の農村部の惣森の河内の上条である。それ以外の壬生の町場の信友講中や壬生の農村部だが町場に近い下川東中組では、2010年から2013年の現在の時点では、(A) (B) ともに大きな変化の中にある。このように地域によって変化には少しづつの時間差があるということがわかる。その背景として推定されるのは、第一に、それぞれの村落の形成とその歴史の深さ、そして一定の戸数の力であるように観察される。壬生の保余原は正式な地名は丁保余原といい、壬生も丁も古代に由緒をつなぐことのできる地名である。古い由緒を伝える村落には一定の戸数が維持されておりそれなりの結集力が伝承されているように観察されるのである。地域の結集力をあらわすのはたとえば、1980年代から90年代に農政の一大方針として進められた農地の圃場整備と農業経営の法人化への動きに対する地域ごとの対応である。それについては前稿でも追跡しておいた通りであり、たとえば、(A) (B) ともに変化が早く講中の機能も弱く「虹のホール」の利用も早かった蔵迫の下打道の場合は前述のように戸数も在来戸は7戸とひじょうに少なく、地域の結集力もあまり強くはなく圃場整備への対応も遅れて地域でまとまった農業法人化は実現しなかった。そして結局は、戸別に委託営農という方式へとなっているのが現状であ



る。それに対して (A) の講中の結束が固い壬生の<sup>ようろ ほよばら</sup>丁保余原の例では、平成 20 年 (2008) の時点で戸数は 42 戸 (農家 39 戸、転出中の農家 3 戸) で全戸が兼業農家で、水田面積は圃場整備の前は 31.6ha であったが圃場整備を進めたのちの現在では 27.0ha となっており、この地域で結成された農事法人「ほよばら」の特徴は以下の通りである。(1) 全戸加入で全耕地集積を徹底。(2) 全戸とも耕地の所有権は保持するがその利用権はすべて収束して法人組織に設定。(3) 1ha から 1.4ha を中心とする大区画水田でその均平区には個人所有の境界は書類上明記するが中畔は設けない。(4) 全戸とも兼業農家で家計維持の主収入源は給与所得であり農業収入への依存度は低い。(5) 最大目標は、農地の保全、集落の保持、農家の経済安定、地区環境の整備。そして、わかりやすい役員および組織図が作成されており、機械施設部のオペレーター会議を中心に適宜の労働配分がはかられている。労務方式は、(1) 集落内全員参加を基本とする。(2) 出夫可能者による選択出夫とするが、1 日も出夫しないのは原則として認められない、と定めている。また生産管理は、(1) 地域を上 (第 1 班)、中 (第 2 班)、下 (第 3 班) と 3 ブロックに分け、それぞれのブロックの責任において処理する。(2) 各ブロックに管理費 (反当 10,000 円) を配当して自主運営とする。(3) 労務費はすべて時間給とする、と定めている。したがって、水の管理、畔の草刈り、除草剤散布、追肥などそれぞれの水田管理担当者も分担配分されている。平成 20 年 (2008) の春の田植え作業における労働配分の場合も、4 月 6 日 (日) から 5 月 18 日 (日) までの田植えに関する作業計画と労働配分とが人びとに周知されるようによくまとめられ連絡されている。この法人組織の設立への過程は表 13 の通りであった。

表 13 農事組合法人ほよばらの設立への歩み

昭和 56 年 (1981)	麦大豆生産組合結成
昭和 59 年 (1984)	転作営農組合へ改組
昭和 59 年 (1984)	保余原農業振興組合へ改組
昭和 62 年 (1987)	水田農業確立対策提示
昭和 63 年 (1988)	21 世紀型水田農業モデル圃場整備促進事業提示
平成 3 年 (1991)	圃場整備事業認可
平成 7 年 (1995)	保余原地区圃場整備事業工事着工 (約 2 分の 1 耕地)
平成 7 年 (1995)	11 月 法人設立
平成 8 年 (1996)	1 月 10 日 法人設立登記
平成 8 年 (1996)	12 月 24 日 特定農業法人の認定
平成 9 年 (1997)	2 月 1 日 千代田町認定農業者への認定

また、(A) (B) の変化に関係する第二の背景としては、商店が立ち並ぶ町中よりも奥まった農村部の方が古い伝承を大切にしようとする引力が強い傾向がある。壬生の農村部で町場からやや離れた惣森の河内の<sup>かみじょう</sup>上条の例と、その川下になりあう農村部で壬生の町場にやや近い下川東の中組の例とを比較すると、下川東の方が先行して変化の波に押し寄せられているものと観察されるのである。

### ③……………論点

以上のような追跡からここでの主要な論点をまとめておけば、以下の通りである。

(1) 近世の寺檀制度のもとで浄土真宗門徒の講中という強固な地縁的な組織が卓越してきていた地域の典型的な葬送習俗の事例として取り上げてみたのが、この広島県山県郡旧千代田町域の5つの事例であるが、この地域では2008年(平成20)の北広島町営の新しい火葬場「慈光苑」の建設と、JA経営の葬祭ホール「虹のホール」の開業が決定的に大きな画期を与えた。

(2) 近世以来、同じく講中組織の強固であった村落であっても、一定程度に近隣地域にまでその調査範囲を広げて比較観察してみると、その範囲内の事例ごとに講中の組織の緩みや葬儀の簡略化の実際には、地域的なそして時間的な差異がある。

(3) 古い歴史と由緒を感覚的に共有しあっている村落では伝承を守ろうとする引力が強いのに対して、新たな移住戸が多いなど歴史的な蓄積の浅い村落ではそれが弱いという傾向性が見出される。

(4) この旧千代田町域の5例という少しだけの事例の調査分析からではあるが、葬儀のあり方の上での決定的な変化が起こってきているということが指摘できる。そのもっとも肝心な点は、従来の講中の世話になる葬儀から、JA「虹のホール」を利用する葬儀へという変化である。それは、伝統的であった相互扶助の関係における無償の地縁的な世話協力という関係から、新たな有償の金銭によるいわば無縁的な葬儀業者からのサービス提供の購入へ、という大きな変化である。

(5) 以上、今回の共同研究の成果報告としての、本研究報告掲載の別稿「葬送習俗の民俗変化1」と、本稿「葬送習俗の民俗変化2」とをあわせての事実確認とその情報分析の結果として、ここにあらためて指摘しておくことができるのは以下の点である。日本歴史の中で葬送の作業を担う中心的な存在として位置づけられてきた人間は時代ごとに変化している。大まかな見取り図的な理解としては、古代中世の社会では血縁の関係者が主であったが、近世以降の社会では講中など地縁的な関係者が主となっていき、それは近代の日本社会でも継承されていた。しかし、戦後日本の高度経済成長を経ることによって、「死と葬儀の商品化<sup>(5)</sup>」という現象が起こり、死は医療関係者の対象へ、葬儀は葬儀業者の有料サービスの対象へとようになってきている。つまり、長い日本歴史の流れの中で、葬儀の作業を担う中心的な存在として位置づけられる人間についての、過去・現在・未来の時間幅のなかでの転換過程をここに整理するならば、古代中世の血縁中心から近世近代の地縁中心へそして現代近未来の無縁中心へ、という三波展開が指摘できる。ただし、そのような大きな変遷史の中でも変わることなく通貫しているのは、基本的に生の密着関係者である血縁の関係者が同時に死の密着関係者であり葬儀の基本的な担い手であるという事実である。近年「家族葬」という言い方が広まってきており、身近な家族だけで簡素な葬儀をあげるという例が増えてきているが、そのような現在の動向もこのことをよく表わす一つの現象としてとらえることができる。

#### 【謝辞】

この論文作成のための現地調査では北広島町の役場やJAなど多くの機関や地元の関係者の方々からの大きなご理解とご協力とをいただいた。とくに次の方々からは親切なご教示とご協力をいた

だいたことをここに明記しあつくお礼を申し上げておきたい。

元JA 広島北部千代田の支所長で現在北広島町長の箕野博司氏，元壬生地区振興協議会会長で丁保余原地区の服部照雄氏，同丁保余原地区の滝田賢三氏，元北広島町教育委員会次長で壬生の町場の清水勇二氏，同じく壬生の町場の金子勲一氏，加藤和夫氏，広藤昭五氏，壬生の惣森の河内地区の新本慶子氏，壬生の下川東地区の岡英子氏，八重の今田地区の兼定幸男氏，蔵迫地区の中村繁人氏，旧大朝町の岸田豊作氏と上西正春氏，にいただいたご理解とご教示にはとくに感謝申し上げます。もちろんその他にも現地調査で親切な教示をいただいた方々が多い。その多くの皆様方へここに心よりあつく感謝しお礼を申し上げておきたい。

#### 註

(1)——そのおばあさんの火葬のときまだ25歳位だった地元の岸田豊作氏(1948年生)の記憶では、うまく焼けずに焼き直すのに藁を追加したとの話を聞いたとのことである。しかし、この地方では遺体の火葬に際しての焼け方の実際について語ることは絶対にしてはいけない強い禁忌とされており、とくに遺族に対してはどんな焼け方であっても、「よく流れておられました」というのが決まりであった。

(2)——経済学では1955年(昭和30年)から第1次オイルショックの1973年(昭和48年)までとするが、民俗学の視点から生活変化の実態を追跡する上では、1955

年(昭和30年)から1975年(昭和50年)を一括りとして、その後については1980年代、90年代、2000年代、2010年代と約10年ごとに区切って生活変化をとらえる視点が有効である。

(3)——新谷尚紀「高度経済成長と農業の変化」『国立歴史民俗博物館研究報告』第171集2011

(4)——新谷尚紀「高度経済成長と農業の変化」註(3)に同じ。

(5)——関沢まゆみ「葬送儀礼の変容」『葬儀と墓の現在』吉川弘文館2002

(國學院大学文学部，国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2013年12月21日受付，2014年5月26日審査終了)

## **Changes in Funeral Customs II : A Case Study of Kita Hiroshima Town (Former Chiyoda Town), Yamagata District, Hiroshima Prefecture : The Opening of a Funeral Hall in 2008 and Accompanying Changes**

SHINTANI Takanori

This article aims to reveal changes in funeral customs in the early 2000s by referring to specific information from field studies and comparing it with the drastic changes in folk traditions triggered by the high economic growth in the mid-1950s to the mid-1970s. To this end, this paper uses cases in former Chiyoda Town (present Kita Hiroshima Town), Yamagata District, Hiroshima Prefecture, as a typical example of funeral customs in a community where a religious association of Jodo Shinshu followers, a group based on strong local relationships within the temple patron system, has played an important role since the early modern times. This case study indicates that the establishment of Jikouen, a new public crematory managed by the Kita Hiroshima Town Office, and the opening of Hall of Rainbow, a funeral hall managed by Japan Agricultural Cooperative (JA), in 2008 caused dramatic changes. For example, funeral rites that used to be organized by conventional religious associations have become provided by JA-associated undertakers at Hall of Rainbow. This is an enormous change from a gratuitous service supported by locality groups based on traditional relationships of mutual cooperation to a chargeable service provided by third parties such as funeral directors on business relationships. A comparative study of other villages where religious associations have played a substantial role since the early modern times reveals spatial and temporal gaps in the weakening of religious associations and the simplification of funeral services, which is even clearer when the scope of the study is extended to neighboring communities. In brief, while the villages where old traditions and histories are shared and cherished have a strong inclination to preserve traditional customs and practices, the villages with many newcomers and without long histories have a little inclination to do so.

This Paper II, as well as Paper I, is issued as part of the collaborative research, indicating that people responsible for organizing funerals have changed over time in the Japanese history from blood relations in the ancient and medieval times to locality groups such as religious associations in the early modern times. Although these practices continued until recent times in the Japanese society, both death and funeral rites were commercialized due to the high economic growth from the mid-1950s to the mid-1970s; the former became dealt with by medical professionals, while the latter by funeral directors, both as a chargeable service. Moreover, in the early 2000s, with the rise of the funeral

---

---

industry, such as JA-associated undertakers, it became common all over Japan to hold a funeral service at a funeral hall. These trends show a three-stage transition of people responsible for funerals in the long Japanese history; from blood relations to locality groups and to third parties. On the other hand, there is also an underlying, timeless point of view that in principle, blood relations should be considered as key people in funeral services because close relationships in this world form close relationships in the world to come, as evidenced by the recent increase in family funeral services.

**Key words:** Jodo Shinshu followers, religious association, religious association regulations, public crematory, funeral hall, funeral service at a funeral hall